

丸栄製作所 行動計画

- 社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和3年 4月 1日～令和5年 3月31日までの 2年間

2 内容

目標Ⅰ 仕事と家庭の両立を図るため、60時間以上/月残業する人数を全社員の20%以下にする。

<対策>

- 令和3年 6月～ 自社の現状の把握、検討開始
- 令和3年 10月～ 制度導入の準備

目標Ⅱ 20%以下の目標の周知を図り、働きやすい職場環境をつくる。

<対策>

- 令和4年 1月～ 制度に関するリーフレットの作成・配布・掲示の実施

■当社における過去の一般事業主行動計画

期 間	内 容	対 応
平成 25～26 年	子供が生まれる男性社員に連続 2 日間の休暇を取得可能とし、取得した 2 日間をメモリアルとして、特別休暇とすることが出来る休暇制度を設け社員へ周知する。	実施済 (就業規則に反映)
平成 27～28 年	地域の子どもや保護者の工場見学の受け入れを行う。	実施済
平成 29～30 年	2年間未取得の有給休暇は特別保存休暇(最大 5 日間)とし、育児のためのみ(子供が満 3 歳に達するまでの期間でかつ子供一人につき 1 回に限る)、特別保存休暇を取得できる制度を設ける。	実施済 (就業規則に反映)
平成 31 年～ 令和 2 年	小学校就学前の子を持つ社員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を設ける。	実施済 (就業規則に反映)
令和 2 年～ 令和 4 年	仕事と家庭の両立を図るため、60 時間以上/月残業する人数を全社員の 20%以下にする。	